

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

中津川市長 小栗 仁志

市町村名 (市町村コード)	中津川市 (21206)
地域名 (地域内農業集落名)	神坂地区 (小森・塩野・細野・川並・霧ヶ原・向山・味曾野・川表・中切・新道・上田・牧・中島・峠・馬籠・新田・青野原・荒町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月22日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・神坂地域では地域が一体となって施設園芸農家の受け入れを進め若手の農業者が増えつつあるが、土地利用型の農業を担う者の高齢化が進みつつある。
・馬籠地域は観光地でもあり景観に配慮した農地利用を進めていく必要があるが、山間に挟まれた急峻な場所にある農地は維持管理が困難であり、今後の維持が課題である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・神坂地域では、施設園芸(夏秋トマト)の産地育成を進め、新規就農者の受け入れを行うとともに、土地利用型農業の後継者の育成を進める。
・馬籠地域では、生産される米や栗、そば等を観光資源としてとらえた農業の展開を目指す。
・地域が一体となって、優良農地の維持管理及び活用を推進していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	210.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	193.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地を中心に、一部、農用地区域外農地も含める。
・地区内の農用地の内、狭小な農用地や荒廃した一部の区域を除外する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用し、可能な限り地域の農地を担う者に対する集積、集団化を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 ・担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・地域内の農業を担う者のニーズを踏まえ、必要に応じて基盤整備の実施を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・認定農業者や新規就農者の確保に努め、県、JA等の関係機関と連携し、相談から定着まで育成、支援を実施していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
・既存の受託組織や担い手への委託により合理化を図り、遊休農地の発生防止に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策※	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①農地所有者、耕作者、地域内の農業を担う者など地域全体で侵入防止柵設置や捕獲体制の構築など、地域一体となった鳥獣害対策に取り組む。
- ⑦可能な限り中山間地域等直接支払交付金等の事業を活用し、農地や農業用施設等の保全管理に取り組む。